

【資料1の質問・意見に関する回答】

資料6

| 質問No. | 資料No. | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-------|-------|-----|------------------|--------------|--|--|
| 1 | 資料1 | 12 | NO.1 第2項 目 | 教育委員 会指導室 | <p>◆人権教育推進計画に基づく教育活動の取組とその評価・公表について</p> <p>「分析し次年度の計画に反映させる」との記載はあるのに分析内容は記載されていません。公表してもいいのではないのでしょうか。</p> | <p>各学校園で人権教育推進計画を策定し、実績を基に年度末に分析し、次年度に反映させるように指示を出しているの で、分析内容の記載はしていません。</p> |
| 2 | 資料1 | 14 | NO.5 第2項 目 | 教育委員 会指導室 | <p>◆小中生活指導協議会でのアンケートの実施について</p> <p>「アンケート結果が固定されてきたので、実施を見送った」とあるが、改定計画案には「アンケート実施」と明記。アンケート結果が固定したらアンケート実施を見送る理由は何か。一方で、復活させる理由は何か。</p> | <p>アンケートを6年間実施して一定の傾向が把握できたことと、学校の業務軽減のためアンケートは行わない。今後は6年間で得られたデータを基に啓発文書を作成し周知していく。</p> |
| 3 | 資料1 | 18 | 12 | 教育委員 会指導室 | <p>◆各校に男女平等教育の担当教員の配置について</p> <p>◆男女平等教育実践事例や指導事例集（府）を活用した校内研修について</p> <p>「指示した」との記載があるが、実際に担当者がいるのかいないのか、判断とします。単に「指示した」だけなのでしょうか。</p> | <p>各学校園に担当を配置するよう指示し、確認も行っています。また担当者対象の研修会も実施し、各学校園で伝達研修を行っています。</p> |

| 質問 種別 | 質問種別 | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|----------|------|-----|------|--------------|---|--|
| 4 | 資料1 | 20 | 15 | 教育委員 会指導室 | <p>◆スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用について</p> <p>スクールソーシャルワーカーを拠点校2名に配置とある一方、今後の方針として活動時間が増やすとの記載されています。むしろ人員の増加こそ必要ではないでしょうか。</p> | <p>平成30年度は2名のスクールソーシャルワーカーを拠点校5校に配置。拠点校では1回6時間×40週の勤務を想定し240時間の予算を計上、概ね週1回の勤務となるため、現在の人材を有効に活用し配置校を増やすためには当面、人員の増加ではなく、活動時間の増加が必要です。</p> |
| 5 | 資料1 | 21 | 16 | 人権・男 女参画室 | <p>◆校区別人権研修会について</p> <p>「LGBTなどの課題」とあるが、「LGBT」が課題なのか。性同一性障害についての理解・援助は以前に比べて進んでいる実感はあるが、同性愛者への差別解消については理解の緒にもついでいない気がします（某大学訴訟のようなSNSによる暴露事件）ので、丁寧に慎重な対応を期待します。</p> | <p>LGBTをとりまく状況については、周囲の理解不足によるさまざまな解決すべき課題があるという意味で、今後理解が深まるよう、研修等のさまざまな機会を通して広く市民に向けても啓発していきたいと考えています。</p> |
| 6 | 資料1 | 22 | 18 | 福祉総務 課 | <p>◆消費者生活啓発出前講座について</p> <p>「学生の保護者向け」とあるが、学生三大学生を指すから、「大学生の保護者向け」という意味で間違いはないですか。</p> | <p>小・中学生の保護者向けに実施したもので、「児童・生徒の保護者向け」に訂正します。</p> |
| 7 | 資料1 | 24 | 22 | こども未 来室 | <p>◆エンゼルハウス運営事業について</p> <p>半日保育の男性参加について、その結果、参加男性に何か変化があったかを調査（アンケート）してみたいかでしょうか。</p> | <p>30年度末の利用者アンケートでは、最初はどう身を置いていいのかわからないが、回を重ねていくうちに楽しくなり、子どもがこんなことをすると喜ぶのだと関わりが深まり、夫婦間の会話も増えた。この意見がありました。</p> |

| 質問 順 | 資料順 | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|---------|------|-----|------|--------------|--|---|
| 8 | 資料 1 | 30 | 32 | 人権・男 女参画室 | ◆いずみデータベース等の統計資料を審議会で配布は可能ですか。 | 審議会当日、机上配布いたします。 |
| 9 | 資料 1 | 31 | 34 | こども未 来室 | ◆広報紙、刊行物、ポスター、チラシ等の作成について 最寄りの公園に「お散歩」にきている園児たちの帽子は、見事に、赤と青。広報の努力が現実を変えるまでに至っていないように思います。 | 公立保育園・幼稚園では生活の中で色の選択やあそびの選択等を自身で出来るよう、思いのまま表現できるよう配慮した保育をしています。また、年齢ごとの色の帽子を使用しています。民間園の方にも啓発の機会を多くするよう努めます。 |
| 10 | 資料 1 | 33 | 37 | 人事課 | ◆女性職員の職務内容の見直しと職域の拡大について 「女性職員の職務内容の見直しと職域拡大」が達成できたといえる指標は何でしょうか。 | 研修、人事評価、上司によるOJT等を通じた女性職員の職域拡大に向けた育成を行い、多様な職務経験を付与すべく、人事異動において勘案することにより、前年度実績を上回っています。 【管理的地位にある職員】 H31：182名（うち女性32名・17.6%） H30：181名（うち女性31名・17.1%） 【女性のキャリアアップ研修】 本市：各職階別研修（部長級～主任級） 他機関：女性キャリアアップ研修（人事院） 女性活躍推進研修（泉北・泉南） 参加者：延べ57名（本市55名、他機関2名） |

| 質問 No. | 資料No. | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-----------|-------|-----|------|----------|---|---|
| | | | | | <p>◆地域の各種団体の長等を選出する際において、女性役員の登用を積極的に行うよう啓発します。</p> <p>◆生涯学習課</p> <p>社会教育団体等の役員選出欄で、女性割合が低い協議会がある理由は何でしょうか。</p> | <p>社会教育団体は、社会教育法第10条の「公の支配に属しない団体」で、同法12条に「地方公共団体は社会教育団体の事業に対して干渉してはならない」と規定されています。そのため、社会教育団体の役員選出は、市の意向が反映されるものではなく、市ができることは啓発にとどまります。女性割合が低い団体には、担い手の確保方法など団体それぞれの状況・事情があるものと思われます。</p> |
| 12 | 資料1 | 34 | 39 | 人権・男女参画室 | <p>◆事前協議の強化について</p> <p>「0」を解消できない理由は何ですか。</p> | <p>今年度から事前協議は、6ヶ月前から実施することとし、協議を重ねるようにしております。また、女性委員の少ない協議会を有する課についてヒアリングを実施することとしました。</p> <p>会への女性の参画が拡大しない要因として、学識経験者や専門家、地域の長などに女性がいないことや、女性の参画しにくい協議会等の設置要綱のあり方が考えられます。</p> |
| 13 | 資料1 | 37 | 44 | 人事課 | <p>◆係長級昇任試験の受験者数向上について</p> <p>「係長」昇任試験の受験者が年々減少しているようにみえますが、受験率向上についての方策をどのようにお考えでしょうか。</p> | <p>平成28年度から年齢上限を廃止し、年齢にかかわらずチャレンジできる制度としました。</p> <p>受験しない職員には理由を確認しており、育児・介護との両立に不安を感じる意見もあることから、合格後の昇任時期を選べる制度や配属先の希望を聞く制度を導入し、両立に向けたハードルを下げる工夫を行っています。</p> <p>引き続き、性別・年齢にかかわらず管理監督職を目指す風土構築に向けた方策を検討・実施してまいります。</p> |

| 質問 順 | 資料順 | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|---------|-----|-----|------|-------------|--|--|
| | | | | | ◆和泉市産業振興プログラザ事業の情報提供・セミナーの実施について 「奨励補助金交付」の結果はどのように評価されますでしょうか。 | 和泉市職業能力開発奨励補助金は再就職や職場で必要となる技術知識を高めたり資格取得することを目的に、厚生労働省の実施する各種職業訓練給付制度対象講座などを受講した個人に対しての補助金であり、和泉市産業振興プログラザ事業（主に事業者を対象とした経営課題の相談や研究開発支援）では本補助金事業は実施しておらず、記載が誤っておりますので、本項目について削除訂正させていただきます。 |
| 14 | 資料1 | 46 | 61 | 商工労働 室 | ◆市民防災啓発事業について 男女比の記載がないのに、「女性の参画が促進できた」と評価できる詳細を教えてください。 | 出前講座においては、参加者の男女比については、計算していませんが、防災を考える際には、避難所生活等において、女性の視点からの意見が非常に重要であるということを常に講義の中で話しています。グループワークにおいても、女性の視点からの防災について、意見交換をしていただくようにしています。 |
| 15 | 資料1 | 50 | 67 | 公民協働 推進室 | ◆ふれあい食事サービス助成事業について 「団体数が減っているのが課題」とありますが、理由の分析を教えてください。 | このような取組みから女性だけでなく、男性にも防災における女性の参画に対する理解を深めていただけるように取り組んでいます。 |
| 16 | 資料1 | 52 | 71 | 高齢介護 室 | ◆次世代育成支援対策推進法における事業所行動計画策定にかかる助言について 「子ども・子育て応援プログラムの「相談件数なし」は、いいことと理解していいのでしょうか。 | 団体数が減っている主な要因として、ボランティアの高齢化があると推定しています。 |
| 17 | 資料1 | 56 | 78 | 子ども未 来室 | | 事業所行動計画策定に係る所管機関である都道府県労働局に相談が入っているものと考えております。相談があれば、適切な機関を紹介するなどの対応に努めます。 |

| 質問 No. | 資料No. | ページ | 記事番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-----------|-------|-----|------|----------|---|---|
| 18 | 資料1 | 59 | 83 | 人事課 | <p>◆職員が子育てや介護しやすい勤務環境を整備するについて</p> <p>男性育児休業の取得者がほぼ皆無の理由を教えてください。</p> | <p>配偶者の就労状況、自身の職場での役割や仕事量、自身が休業を取得することに対する職場でのフォローアップの懸念、育児休業を取得することによる収入の減少等が要因と考えています。</p> <p>今後はさらに働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることで、子育てや介護が行いやすい勤務環境を整備していきます。</p> |
| 19 | 資料1 | 64 | 91 | 健康づくり推進室 | <p>◆両親教室（妊婦教室）について</p> <p>毎日曜日に開催したという意味でしょうか。開催回数不明なので教えてください。</p> | <p>両親教室は、年間、平日に24回、日曜日に1回開催しています。平成30年度、日曜日開催の参加者は27名。</p> |
| 20 | 資料1 | 65 | 92 | 教育委員会指導室 | <p>◆健康教育におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及について</p> <p>リプロに基づく学習機会提供を「指示」とありますが、開催されたのでしょうか。開催されたのであれば、その成果を記載すべきではないでしょうか。</p> | <p>保健主事部会において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方に基づく学習機会提供を指示しています。各学校園で体育・食育・保健の側面から取組みが実施されています。</p> |
| 21 | 資料1 | 70 | 101 | 教育委員会指導室 | <p>◆スクールカウンセラーの効果的な活用による生徒指導について</p> <p>過年度に比べ平成30年度実績の相談件数が相当減少していますが、何か要因は考えられますでしょうか。また、成果として捉えた場合、何か取り組むうえで工夫されたこと等はございますか。</p> | <p>平成30年度実績の記載が誤りでした。小学校での相談件数は1419件、相談人数は2025人。中学校での相談件数は、4020人です。スクールカウンセラーが講師となり、子ども理解や暴力行為による解決方法の育成についての教職員研修を、のべ25回（中学校24回、小学校1回）行いました。</p> <p>小学校、中学校ともに相談人数が増えたことは成果と捉えており、相談体制の充実が図られていると考えます。</p> |

| 質問 No. | 資料No. | ページ | 掲載番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-----------|-------|-----|------|---------------|---|---|
| 22 | 資料1 | 72 | 105 | 人権・男女 参加画室 | ◆特別相談の実施について 電話相談の10月31日(水)午前・午後とあります ますが、相談件数を教えてください。(11/29 (木)夜間は1人と記載があるので) | 記載誤りがありました。正しくは、10月31日午前0 人、午後1人、11月29日夜間0人です。 |
| 23 | 資料1 | 74 | 108 | 教育委員 会指導室 | ◆各校にセクシヤル・ハラスメント対策担当者 を設置について 相談件数3は、対児童・生徒か、教職員間で しょうか。(差し支えない程度で結構です。) | 教職員間が2件で、対生徒が1件です。各校で対応し解決 済みです。 |
| 24 | 資料1 | 76 | 109 | 教育委員 会指導室 | ◆教育センター相談事業について コンピュータゲーム等への依存症について保 護者から相談があった場合の対応方法を検討し てほしいです。引きこもりの誘因になっている ように思います。 | ゲーム依存については、平成30年にWHO(世界保健機 関)により精神疾患として認定されています。その他のネッ ト依存についてもそうですが、心身の健康や、社会生活、人間 関係等に支障が生じるほどの状況であれば、精神科や心療内 科等の医療機関に相談することが望ましいと考えます。 |
| 25 | 資料1 | 76 | 109 | 人権・男 女参加画室 | ◆人権相談について 相談件数と内容の記載は可能でしょうか。 | 相談件数と内容の記載は可能です。 平成27年度 0件 平成28年度 0件 平成29年度 0件 平成30年度 1件(高齢者の人権侵害) |

| 質問 No. | 資料No. | ページ | 記事番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-----------|-------|-----|------------------------|--------------|---|--|
| 26 | 資料1 | 84 | DV防止 基本計 画 10 | 高齢介護 高年齢室 | ◆地域包括支援センターの実施 高齢者DVは喫緊の課題として対応していただきたいです。 | 高齢者DVは喫緊の課題と認識しておりますので、地域包括支援センター活動においても、優先度が高い案件として実施されています。 |
| 27 | 資料1 | 88 | DV防止 基本計 画 19 | 人権・男 女参画室 | ◆DVと児童虐待の関係について啓発するとともに、児童虐待防止のための相談や支援について 関係機関との連絡は、最近の悲惨な事例を見ても怠ってはならないと思います。「連絡を密にとる」姿勢、取組を今後も大切にしていきたいです。 | 子どもへの虐待と女性への暴力は、子どもへの虐待からDVが明らかになることや、その逆のケースも多く見られます。昨年度からことも未来室と連携し、オレソジ&パープルリボン運動を実施しております。また、関係課、関係機関からなる「DV対策連絡会議」を開催し、連携を図っております。 |
| 28 | 資料1 | 90 | DV防止 基本計 画 22 | 市民室 | DV支援措置申出等の数値「354名」をみるにつけ、生命・身体に関わる問題であるから対応する担当者を増やす等の措置を速やかに講ずることを切望します。 | 市民室での担当者を増やすための対応として、昨年度まで支援措置を担当していた者を副担当者として配置し、新たに担当者を定め、対応できる人員の増加を図っておりますが、近年増加する相談者に寄り添った対応を行うべく、専任人員の配置、職員数の増等の要望を人事担当部局へ要望する等、よりの良い体制の構築に努めてまいります。 |

【資料2の質問・意見に関する回答】

資料6

| 質問 No. | 資料No. | ページ | 募集番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-----------|-------|-----|------|--------------|--|---|
| 1 | 資料2 | 13 | 30 | 教育委員 会指導室 | <p>◆性的マイリテイへの理解を深めるための取組を推進について</p> <p>教職員の啓発のみならず、保護者への啓発はどのように取り組まれているのでしょうか。また相談があった場合はどうされていますでしょうか。</p> | <p>性的マイリテイへの理解を深めるため、保護者対象の研究会を実施している学校もあります。児童生徒や保護者からの相談には、文部科学省が作成したリーフレットを活用し、当事者や家族に寄り添って対応するように指示しています。</p> |
| 2 | 資料2 | 26 | 64 | 公民協働 推進室 | <p>◆和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業について</p> <p>今後の方向性において、「3改善・見直し」となっていますが、具体的にどのような考えでおられるのでしょうか。</p> | <p>現制度の評価・課題の整理を行い、投票制度に替わる市民参画の手法の検討を行う。</p> |
| 3 | 資料2 | 36 | 83 | 人事課 | <p>◆男性の育児休業取得について</p> <p>男性の育児休業取得向上のために具体的に実施していることは何でしょうか。</p> | <p>育児休業による収入減少がハードルの一つとなっていることから、1か月以下の育児休業取得について期末勤働手当を減額しないように改正しました。 また、上記改正の周知を含めて、全庁に向けて男性職員の育児休業取得動員の通知等を行いました。</p> |

資料6

【資料4の質問・意見に関する回答】

| 質問No. | 資料No. | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-------|-------|-----|------|----------|-----------------------------|---|
| 1 | 資料4 | | | 人権・男女参画室 | 平成29年の刑法改正を記載してほしいです。(強姦罪等) | 資料5の「DV防止基本計画」に「改正ストーカー規正法」とともに記載いたします。 |

【資料5の質問・意見に関する回答】

資料6

| 質問No. | 資料No. | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-------|-------|-----------|--------------|--------------|---|--|
| 1 | 資料5 | 1 6行目 | | 人権・男 女参画室 | 3ページには策定年が記載されていますが、1ページ6行目「第4次男女共同参画基本計画」も、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月）と記載してはいかがでしょうか。 | 記載いたします。 |
| 2 | 資料5 | 9 | | 人権・男 女参画室 | 「近年の震災における経験・・・」は「近年の自然災害における経験・・・」ではないでしょうか。（地震だけでなく豪雨災害等も含めて、防災における男女共同参画の意義は重要だから） | ご指摘の通り、「近年の自然災害における経験・・・」に修正します。 |
| 2 | 資料5 | 47 説明文 | 用語解説 | 人権・男 女参画室 | 「SODI」→「SOGI」に修正。また、「(ソジ)読み仮名も入れてはいかがでしょうか。」 | 「SOGI」に変更し「ソジ」と読み仮名を記載します。 |
| 5 | 資料5 | 52 | 30 | 人権・男 女参画室 | 「SODI」→「SOGI」 | 修正します。 |
| 3 | 資料5 | 83～ 87 | DV防止基本 計画 | 人権・男 女参画室 | 個人情報取り扱い、システムの問題について、DV被害者の転居先を加害者に知らせてしまう事例が起こっています。「職員の研究参加」「細心の注意」を今後とも真剣に取り組んでほしいと思います。 | 「和泉市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」に基づき、関係各課は被害者の支援措置を行ってまいります。システム上も支援措置対象者となるようツグにて警告してまいります。関係課、関係機関からなる「DV対策連絡会議」において注意喚起に努めます。 |

【資料5の質問・意見に関する回答】

| 質問No. | 資料No. | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-------|-------|-----|----------|----------|---|--|
| 4 | 資料5 | 89 | 2223 | 人権・男女参画室 | 担当部署から「出張所」が消えているのはなぜでしょうか。 | 平成27年4月の機構改革により、市民課と出張所が市民室となりました。組織形態としては、市民室の中に市民担当と出張所担当があります。総じて市民室で記載しています。 |
| 6 | 資料5 | | DV防止基本計画 | 人権・男女参画室 | 救済までのフローチャート(マップ)を作成してはどうでしょうか。⇒チャートに「穴」があれば、その部分の必要な行動計画が具体的にみえてくるように思います。 | 作成いたします。 |
| 7 | 資料5 | | DV防止基本計画 | 健康づくり推進室 | 母子健康手帳のなかにDV相談のことを記載してはどうか。 | 親子(母子)健康手帳は、省令様式で業者が作成したものを購入しているため追加記載はできませんが、市で作成している同時配布の副読本(親子健康手帳別冊)や情報提供ならびに周知啓発用のチラシ、リーフレットへの記載を検討します。 |
| 8 | 資料5 | | DV防止基本計画 | 生涯学習課 | とくにPTAを通してDV(子どもへの性的虐待も含む)防止の講習会を開催してはどうでしょうか。 | PTAは社会教育団体であり、社会教育法第10条に規定される「公の支配に属しない団体」にあたります。同法第12条に「地方公共団体は社会教育団体の事業に対して干渉してはならない」と規定されているため、PTAに対して講習会開催の要求をすることはできませんが、同法11条に「団体の求めに応じ助言を与えることができる」とありますので、DV防止をテーマとした講習会実施の提案を行いたいと思います。 |

【資料5の質問・意見に関する回答】

資料6

| 質問No. | 資料No. | ページ | 事業番号 | 担当課 | 質問内容 | 市の考え方 |
|-------|-------|-----|----------|----------|---|--|
| 9 | 資料5 | | DV防止基本計画 | 人権・男女参画室 | とくに父親（実父・継父・内縁の夫）がする娘への性的虐待の防止・救済、および、その事実を放置する母親の問題について、自治体として何か関われるところがないか、是非検討してほしい。 | 岸和田子ども家庭センターや大阪府女性相談センター及び性暴力支援センター・大阪（SACHICO）など、関係機関と連携し支援に努めます。 |